

プレミアム付き商品券発行実施要領

1. 目的

プレミアム付き商品券の発行により、低迷する消費需要の喚起と個人消費の拡大を図り、消費活性化による地域経済の振興と会員相互の結束を図ることを目的とする。

2. 発行及び管理

発行及び管理は音更町商工会とする。

3. 取扱店及び対象

音更町商工会に加入している小売業・飲食業・サービス業・建設工業等の全ての業種を対象とし、取扱いの同意をした事業者とする。対象は、原則として取扱店の（商品、サービス、工事関係等）全ての業務を対象とする。

ただし、本会に未加入であっても、本商品券の発行目的に賛同し、かつ取扱いの同意をした事業者については、この限りではない。

4. 商品券の内容

(1) 商品券の種類・・・500円券の1種類とする。

(2) 商品券の名称・・・音更メロディーライン商品券

(3) 商品券の割増・・・購入金額の15%分が割増となる。

(4) 商品券の販売日時・・・平成27年8月1日（土）～2日（日）の2日間
午前10時～午後5時まで（売切次第販売終了）
※売れ残った場合は、土日祝日を除く午前8時45分～午後5時30分
まで音更町商工会事務所にて販売する。

(5) 商品券の有効期間・・・発行日から6ヵ月とする。※平成28年1月31日（日）まで

(6) 販売場所・・・【第1販売所】音更プロSPA6（音更町大通6丁目）
【第2販売所】木野コミュニティセンター（音更町木野西通8丁目）
【第3販売所】共栄コミュニティセンター（音更町木野西通17丁目）

(7) 販売単位・・・1セット 現金10,000円で11,500円分の商品券を販売する。
※1セット内訳（500円券×23枚）

(8) 販売対象・・・音更町民に限る

(9) 購入限度・・・1人当たりの購入セット数は10セット（10万円）を限度とする。
※同居家族分についても購入できる

(10) 発行総額・・・額面11,500円×60,000セット=690,000,000円
（内90,000,000円はプレミアム15%分）

(11) 厳守事項（商品券への記載事項）

- ①この商品券は、音更町内の「取扱店ステッカー」掲示のお店で利用できます。
- ②この商品券は、現金とはお引き換え致しません。
- ③この商品券でのお買物には、釣銭をお渡しできません。

- ④この商品券は、他の金券（米券・ビール券・図書券・ギフト券）及び有価証券等の購入には使用できません。
- ⑤社会保険等が適用される診療及び医薬品の購入にはご利用できません。
- ⑥未払金（売掛金等）の支払いにはご利用できません。
- ⑦この商品券には、有効期限があります。有効期限が過ぎたものは無効です。
- ⑧この商品券の盗難、紛失、または棄損に対しては、発行者はその責任を負いません。
- ⑨この商品券に発行者印、番号のないものは無効です。

5. 換金手続きと商品券の回収

- (1) 取扱店は、消費者から受け取った商品券を随時、事前に換金手を指定した取扱金融機関（北洋銀行木野支店、北海道銀行音更支店、帯広信用金庫音更支店、帯広信用金庫木野支店、網走信用金庫音更支店、音更農業協同組合本所 木野農業協同組合本所）に、別紙「音更メロディーライン商品券換金請求書（第1票）」に必要記載事項を記入のうえ、回収した商品券を添え取扱金融機関窓口を持参する。その際、商品券裏面に取扱店名を押印、または記入すること。
- (2) 取扱金融機関は、別に締結した「音更町商工会が発行する商品券に係る事務取扱いに関する契約書」に基づき、取扱店から予め指定のあった預金口座に、音更町商工会のプレミアム商品券専用口座から額面金額（非会員については額面金額の3%を差し引いた金額）を振込入金する。
- (3) 換金期間については、消費者は有効期間内に使用するが、取扱店は有効期間満了日から起算して2週間経過後の平成28年2月15日（月）までとする。

6. 取扱店の委託手数料

- (1) 当会加入会員の商品券換金手数料は免除する。
- (2) 当会に未加入の取扱店については換金額の3%とする。
- (3) 委託手数料の徴求方法については、換金額から委託手数料を差し引いた額を振込入金する。

7. 商品券発行と回収手順

